

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名： 正和運輸株式会社（法人番号：3440001006049）  
業者の住所： 北海道瀬棚郡今金町字今金359-91
- 2 指名停止措置期間： 令和8年 2月 3日から  
令和8年 3月 2日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲： 北海道（帯広防衛支局長の指名停止措置対象区域を除く。）
- 4 事 実 概 要： 上記有資格者の取締役2名は、虚偽の確定申告をしたことにより、法人税及び地方法人税約3,800万円の納付を免れたとして、令和7年12月25日、法人税法及び地方法人税法違反の罪により函館地方検察庁から起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領（抄）  
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内